

## 学校感染症による出席停止の取扱いについて

学校感染症による出席停止については、学校保健安全法(第19条)において措置が講じられており、学校保健安全法施行規則より学校において予防すべき感染症の種類(第18条)、出席停止の期間の基準(第19条)等が規定されています。

### ① 感染症の種類及び出席停止の期間の基準

次項一覧表のとおり

### ② 学校感染症第三種(その他の感染症)について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

(「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省より抜粋)

### ② 「出席停止解除証明書」について

- ◇ 学校感染症第一種～第三種(その他の感染症を除く)については、保護者は「出席停止解除証明書」を医師に記入してもらい、登校園時に学校園へ提出する。
- ◇ 学校感染症第三種(その他の感染症)は、かかりつけ医は原則出席停止の指示は行わないため、出席停止解除証明書は発行されません。